

外務省新「統合 Web 環境」調達計画書

区分：最適化対象業務・システム

特定情報システムの該当(無)

平成24年8月

外務省大臣官房 広報文化外交戦略課 IT広報室

目次

1. 業務の概要.....	1
1.1. 業務内容.....	1
2. 調達計画.....	2
2.1. 調達する情報システムの構成.....	2
2.2. 調達する物品・サービス.....	2
2.3. 本案件における分離調達の考え方.....	3
2.3.1. 設計・開発の工程における分離調達についての考え方.....	3
2.3.2. ハードウェア、ソフトウェア、ネットワークの分離調達についての考え方.....	3
2.3.3. 設計・開発等の工程、運用の工程及び保守の工程の分離調達についての考え方.....	4
2.3.4. 設計・開発等の工程の管理に関する分離調達についての考え方.....	4
2.3.5. データセンターとデータセンター管理業務の分離調達についての考え方.....	4
2.4. 本案件における分離調達の内容.....	5
2.5. 調達及び作業のスケジュール.....	6
2.5.1. 全工程のスケジュール.....	6
2.5.2. 個別調達スケジュール.....	7
2.6. 評価方式.....	8
2.7. 契約形態.....	8
2.8. 知的財産権の取扱い.....	9
2.9. 入札制限.....	9
2.9.1. 本システムの評価、監査及び本件業務請負事業者の入札制限.....	9
2.9.2. CIO 補佐官及びその支援スタッフ等の入札制限.....	9
3. 制約条件等.....	9
4. 妥当性証明.....	9
5. 窓口連絡先.....	9

1. 業務の概要

外務省では、我が国の外交政策、国際情勢及び国際問題等に関する情報を、外務省ホームページ等インターネットを通じて発信し、我が国の外交活動に関する理解促進を図っている(IT 広報業務)。平成 16 年 7 月、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議幹事会で「行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム見直し方針」が決定されたところ、外務省では、同方針を踏まえ、IT 広報業務及びシステムの最適化を進めてきた。平成 19 年度には当省 Web サイトを一元的に管理する「統合 Web 環境」を構築し、外務省の 9 サイトを同環境に統合させた。また、平成 21 年度にはコンテンツ管理システム(CMS)を導入し、ホームページ掲載業務の効率化を図った。平成 22 年度には海外安全ホームページを「統合 Web 環境」に統合し、当省 Web サイトの統合を完了させた。この「統合 Web 環境」は平成 24 年度にその賃貸借契約が終了することから、同年度内に新「統合 Web 環境」を構築し、運用を開始することが求められている。

近年の社会環境等の多様化・複雑化の中、IT が行政運営に不可欠なインフラとなっていることから、平成 23 年 8 月には、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部は、「電子行政推進に関する基本方針」を決定した。

新「統合 Web 環境」では、上記方針等を踏まえ、サーバ機器等の集約、運用保守・障害対応等の業務の効率化、災害に対する運用継続、セキュリティリスクの低減、ソーシャルメディアの活用拡大等を図ることや、近年のスマートフォン/タブレット端末の急速な普及等クライアント環境多様化等について対応することが求められており、オペレーティングシステム(OS)等ソフトウェアの仮想化、CMS の適用拡大・テンプレート更新によるサイト管理業務の効率化、セキュリティ監視強化等の実施を行うものである。

1.1. 業務内容

IT 広報業務とは、Web サイトへの掲載記事等を原課/在外公館で作成した後、IT 広報室から Web サイトに掲載を行い、インターネットから国民等利用者が閲覧可能になるまでの一連の業務である。IT 広報業務では、情報提供の一層の充実を図るとともに、国民等利用者から見て本省提供の Web サイトを全体として統一性があり、わかりやすい情報として提供を行う必要がある。今後、これらの整備を推し進めるとともに、機器等の集約、今まで個別に整備してきたサイト機能の見直しを含めたより効率的な形態での運用を行うことにより、統一かつ効率的に情報の提供を行うこととしている。

なお、本案件においてシステム運用の対象となる Web サイトは下記 10 サイトである。(ただし、「7. 外交記録公開文書の閲覧」については、近く廃止を予定している。)

1. 外務省ホームページ(英語版)
2. 外務省ホームページ(日本語版)
3. Web Japan
4. 海外安全ホームページ
5. 国際機関人事センター
6. 在外公館ホームページ
7. 外交記録公開文書の閲覧
8. ODA ホームページ
9. 留学交流システム
10. 広報活動用サイト(サンライズ・ネットワーク)

2. 調達計画

2.1. 調達する情報システムの構成

本案件における調達する情報システムは、外務省の情報提供を実現する 10 の外務省 Web サイト、コンテンツの追加・更新等を管理するコンテンツ管理システム(CMS)、それらが稼動する環境(ソフトウェア、ハードウェア、データセンター、回線等)から成り立つ。

今回調達すべきシステムの概念図

外務省10Webサイト
CMS・関連機能
ソフトウェア
ハードウェア
データセンター
回線

2.2. 調達する物品・サービス

本案件において調達する物品・サービスは以下のとおりである。

項番	調達する物品・サービス	調達理由
1	データセンター	仮想化技術および外部クラウドサービス(PaaS 等)の活用可能性を念頭に、特に相互依存性の強い、システム基盤が配置されるデータセンター、システム環境の構成ハードウェア・ソフトウェア、システム環境構築・運用保守について調達する。
2	ハードウェア	
3	ソフトウェア	
4	新統合 Web 環境構築・運用保守	
5	ネットワーク回線	
6	新統合 Web 環境アプリケーション開発・移行・運用保守	CMS・関連アプリケーションの開発、各種機能の新環境への移行を実施する。さらに、移行後のサイト管理運営についてのマニュアル等を作成し、職員及び外部業務委託業者等に対し教育訓練を実施する。新環境への移行後は、メンテナンス等の運用保守作業を実施する。(CMS には Web コンテンツ管理システムソフトウェアを含む)
7	Web コンテンツ管理・運用	これら 10 の Web サイトのコンテンツを一元管理するため、Web コンテンツ管理業者を調達する。
8	セキュリティ監視	新統合 Web 環境・アプリケーションについて、セキュリティ遠隔監視を実施する。

2.3. 本案件における分離調達の考え方

本案件において調達する物品・サービスのうち、基本的には責任分界点、技術分界点、運用対象範囲、時間的制約等の観点により調達の分離を検討するが、その他本案件特有の制約等も考慮したうえで、後述(2.3.1 以降)のとおり調達を分離して行うこととする。

観点	内容
責任分界点	障害等の問題等が発生した際、責任分界点が詳細すぎる場合には責任回避行動が発生しやすくなる。このような行動を減少させ、責任分界点を明確にするためにも業務実施業者の数を管理可能な粒度に保つことが必要となる。
技術分界点	業者を分割して作業を進めることにより、技術・ノウハウの乖離により作業の非効率性が懸念される要素に関してはこれを分離して調達することは望ましくない。 逆に手順書等により技術・ノウハウの引継ぎが行われるものに関しては分離調達を考える。
運用対象範囲	調達した業務同士の重複を避け、業務間の関連性を考慮しながら、求められる能力の境界や業務範囲の固有性を調達の境界と一致させることが必要なため、運用対象範囲を明確にした上で分離調達を考える。
時間的制約	各作業工程の時系列的な優先順位、作業期間及び作業工程間の依存関係等の制約が考えられるため、年度を分ける等時間的制約による分離調達を考える。

2.3.1. 設計・開発の工程における分離調達についての考え方

本案件において、設計・開発の工程として該当する物品・サービスは、上述「1. データセンター」、「4. 新統合 Web 環境構築・運用保守」、「6. 新統合 Web 環境アプリケーション開発・移行・運用保守」である。

データセンターと新統合 Web 環境構築・運用保守、新統合 Web アプリケーション開発・移行・運用保守のいずれについても、仮想化技術および外部クラウドサービス(PaaS 等)の活用可能性を念頭に置くと、相互依存性が強く、責任分界点及び技術分界点の観点から、分離調達しないこととする。

2.3.2. ハードウェア、ソフトウェア、ネットワークの分離調達についての考え方

本案件において、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワークに該当する物品・サービスは、上述「2. ハードウェア」、「3. ソフトウェア」及び「5. ネットワーク回線」である。

仮想化技術および外部クラウドサービスの活用可能性を念頭に置くと、技術分界点の観点から、システム環境を構成するハードウェアとソフトウェアの整合性に関して十分に配慮し、新環境への移行後の機能品質及び性能品質について十分に担保する必要があることからハードウェアとソフトウェアの分離調達は行わないものとする。

また、ネットワークの調達に関しては、技術分界点の観点からハードウェア、ソフトウェアとの技術要件の関連性が低く、またネットワークを単独で調達することにより競争により調達コストを抑制することも考えられる要素であるため、ネットワークに関しては単独で調達を行うこととする。

2.3.3. 設計・開発等の工程、運用の工程及び保守の工程の分離調達についての考え方

本案件において、設計・開発等に該当する物品・サービスは、上述「1. データセンター」、「4. 新統合Web環境構築(・運用保守)」、「6. 新統合 Web 環境アプリケーション開発・移行(・運用保守)」であり、運用保守に該当する物品・サービスは、「4. 新統合 Web 環境(構築・)運用保守」、「6. 新統合 Web 環境アプリケーション(開発・移行・)運用保守」、「7. Web コンテンツ管理・運用」、「8. セキュリティ監視」である。

統合 Web 基盤のシステムを安全に安定した運用保守を実施していくためには技術的なノウハウが多く必要とされ、構築から運用まで一貫した作業体制が求められる。データセンターと新統合 Web 環境構築・運用保守、新統合 Web 環境アプリケーション開発・移行・運用保守について分離を選択した場合、外部クラウドサービス(PaaS 等)の活用可能性を念頭に置くと、責任分界点、技術分界点、運用対象範囲の観点から、分離調達を行うにはリスクが極めて大きい。したがって、「1. データセンター」、「4. 新統合 Web 環境構築・運用保守」、「6. 新統合 Web 環境アプリケーション開発・移行・運用保守」の工程について分離調達を行わないものとする。

なお、新統合 Web 環境アプリケーション開発・移行の実施事業者は、移行後のサイト管理運営のマニュアルを含むドキュメント類を準備することにより、Web コンテンツ管理作業を他の業者へ引き継ぐことが可能となるため、技術分界点の観点から「6. 新統合 Web 環境アプリケーション開発・移行・運用保守」、「7. Web コンテンツ管理・運用」に関して分離調達を行うものとする。

また、「8. セキュリティ監視」については、責任分界点、技術分界点、運用対象範囲の観点から上記からの独立性が比較的高いため単独で調達を行うこととする。

2.3.4. 設計・開発等の工程の管理に関する分離調達についての考え方

本案件における設計・開発等の工程管理は外務省により行うこととする。

2.3.5. データセンターとデータセンター管理業務の分離調達についての考え方

本案件におけるデータセンター及びデータセンター管理業務に該当する物品・サービスは「1. データセンター」である。

ハードウェア機器の設置場所であるデータセンターと、データセンター内の空調管理、電源供給管理、入退室管理等のデータセンター管理業務に関しては、責任分界点、技術分界点、運用対象範囲等を鑑みた上で、データセンターによる一貫した設置場所管理サービスを利用することにより、管理担当者の技術・ノウハウ、設置環境のセキュリティ対策を効率的に実施することが可能であるため、データセンターとデータセンター管理業務に関しては分離調達を行わないものとする。

2.4. 本案件における分離調達の内容

上記分離調達の内容をまとめると、(ア)新統合 Web 環境(データセンター、ハードウェア及びソフトウェア、アプリケーション開発・移行)構築・運用保守、(イ)ネットワーク回線、(ウ)セキュリティ監視、(エ)Web コンテンツ管理・運用、の4つの作業工程についてそれぞれ独立して調達することとなる。

- (ア) 新統合 Web 環境(データセンター、ハードウェア及びソフトウェア、アプリケーション開発・移行)構築・運用保守
 新統合 Web サーバ等各種機器の設置施設(データセンター)と、設置施設における各種機器への電源供給、施設内の入退出管理等の基本的なデータセンターサービス、サーバ機器等を構成するハードウェアとソフトウェア、サーバのパラメータ設定、アプリケーション開発・移行等のシステム環境構築作業、及び構築後の運用保守作業を調達する。

※クラウド活用に関する考え方

クラウド活用について、本件調達実施の際に企画書提案の対象とする。サーバ統合・仮想化を含めたシステム構成に関して、コスト、運用保守、拡張性、現行環境からの移植性等の様々な観点から、クラウド活用することが適していると考えられる場合には、積極的な提案を求める。

その際に以下の点に注意：

- ・外務省は、本件調達の受託者経由で外部クラウド等を利用する契約形態とする(外務省は直接外部クラウド事業者と契約しない)。
- ・IaaS、PaaS、SaaS のいずれの利用も可能とするが、クラウドで対処できない部分を、本件調達の受託者がしかるべく補うことができるようにすること。
- ・活用するクラウドサービスには、十分な運用実績があること。
- ・センターへの伝送路が SSL 等で暗号化されること。
- ・センター外にデータバックアップを取得可能なこと。
- ・サーバの所在が日本国内であり、かつデータの所在場所が特定可能なこと(なお、BCPを目的とした副次的なサーバを海外に設置することは差し支えなく、提案の対象とする)。
- ・マルチテナント特有のセキュリティ脅威への対策を提示すること。

調達する物品・サービス	内容
新統合 Web 環境(データセンター、ハードウェア及びソフトウェア、アプリケーション開発・移行)構築・運用保守	本案件にかかる各種機器設置場所(データセンター)と新統合 Web 環境構築作業を調達する。データセンターにおける各種機器の電源供給管理、マシン設置場所への入退出管理等の施設内における管理サービス、当該システム環境に必要なハードウェア機器・ソフトウェア等、ネットワーク疎通確認、CMS・関連 Web アプリケーション開発、各種機能の新環境への移行及び移行後の動作確認、基盤構築後の運用保守を含む。 さらに、移行後のサイト管理運営についてのマニュアル等を作成し、職員及び外部業務委託業者等に対し教育訓練を実施する。

(イ) ネットワーク回線の調達

本案件の対象である10のWebサイトを運用するサーバ機器設置場所であるデータセンターへのインターネット回線の敷設、及び外務省とデータセンターとの専用網敷設作業を調達する。

調達する物品・サービス	内容
ネットワーク回線	インターネット公開用回線及びデータセンターと外務省および運用管理施

	設間の専用回線の敷設作業を調達する。
--	--------------------

(ウ) セキュリティ監視

データセンターに設置された新統合 Web 環境・アプリケーションについて、セキュリティ遠隔監視作業を実施する。

調達する物品・サービス	内容
セキュリティ監視	データセンターに設置された新統合 Web 環境・アプリケーションについて、セキュリティ遠隔監視作業を実施する。

(エ) Web コンテンツ管理・運用

電子的情報提供業務を効率的に実施していくため、Web コンテンツの運用管理(コンテンツ追加更新等)作業を実施する。

調達する物品・サービス	内容
Web コンテンツ管理・運用	掲載する Web コンテンツの原稿作成から html、画像、動画等の制作からコンテンツのアップロードまでの各種作業を調達する。

2.5. 調達及び作業のスケジュール

2.5.1. 全工程のスケジュール

本案件における調達内容の全工程スケジュールは以下に示すとおりとする。なお、「設計」局面には要件見直しの活動を含む。「(ウ)セキュリティ監視」については、「(ア)新統合 Web 環境構築」の調達に依存するため、やや遅れての開始としている。

項番	調達名称	平成24年度												平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
ア	新統合Web環境(データセンター、ハードウェア及びソフトウェア、アプリケーション開発・移行)構築・運用保守						調達	設計	構築	テスト	試行	運用保守						
イ	ネットワーク回線						調達	設計	構築	回線賃借	保守							
ウ	セキュリティ監視							調達	設計	準備	試行	セキュリティ監視	セキュリティ監視	セキュリティ監視	セキュリティ監視	セキュリティ監視	セキュリティ監視	
エ	Webコンテンツ管理・運用								調達	準備	試行	コンテンツ管理・運用	コンテンツ管理・運用	コンテンツ管理・運用	コンテンツ管理・運用	コンテンツ管理・運用	コンテンツ管理・運用	
	Webサイト稼働状況	現行環境・現行コンテンツ稼働																
													順次移行	新環境・新コンテンツ稼働				

2.5.2. 個別調達スケジュール

平成 24 年度末までの個別の詳細スケジュールについて以下に示す。

(ア) 新統合 Web 環境(データセンター、ハードウェア及びソフトウェア、アプリケーション開発・移行)構築・運用保守

項番	調達名称	平成24年度												平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
ア	新統合Web環境(データセンター、ハードウェア及びソフトウェア、アプリケーション開発・移行)構築・運用保守							調達		設計	構築・テスト	試行	運用保守					

調達方式:企画競争方式		
項番	作業内容	期間(予定)
1	企画競争公示	平成 24 年 8 月下旬
2	企画競争説明会及び企画書等書類提出期間	平成 24 年 8 月下旬～平成 24 年 9 月下旬
3	企画書等審査、受託者決定	平成 24 年 9 月下旬～平成 24 年 10 月上旬
4	設計、構築・テスト、試行運用	平成 24 年 11 月～平成 25 年 3 月末
5	正式運用・保守	平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月末

(イ) ネットワーク回線

項番	調達名称	平成24年度												平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
イ	ネットワーク回線							調達		設計	構築	回線賃貸借保守						

調達方式:最低価格落札方式		
項番	作業内容	期間(予定)
1	入札公示	平成 24 年 9 月上旬
2	入札説明会及び入札物件証明書等書類提出期間	平成 24 年 9 月上旬～平成 24 年 10 月下旬
3	書類審査、入札、開札、落札者決定	平成 24 年 10 月下旬～平成 24 年 11 月上旬
4	設計、構築、回線賃貸借保守(開発段階)	平成 24 年 11 月～平成 25 年 3 月末
5	回線賃貸借保守(正式運用段階)	平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月末

(ウ) セキュリティ監視

項番	調達名称	平成24年度												平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
ウ	セキュリティ監視							調達		設計	準備	試行	セキュリティ監視	セキュリティ監視	セキュリティ監視	セキュリティ監視	セキュリティ監視	

調達方式:企画競争方式		
項番	作業内容	期間(予定)
1	企画競争公示	平成 24 年 10 月下旬
2	企画競争説明会及び企画書等書類提出期間	平成 24 年 10 月下旬～平成 24 年 11 月下旬
3	企画書等審査、受託者決定	平成 24 年 11 月下旬～平成 24 年 12 月上旬
4	設計、準備(／構築・テスト)、試行運用	平成 25 年 1 月～平成 25 年 3 月末
5	正式運用	平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月末 7 (平成 26 年度以降も平成 29 年度まで同一業者と契約を更新することを想定。ただし、契約内容は年度毎に見直しを行う。)

(エ) Web コンテンツ管理・運用

項番	調達名称	平成24年度												平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3								
エ	Webコンテンツ管理・運用													調達	準備	試行	コンテンツ管理・運用	コンテンツ管理・運用	コンテンツ管理・運用	コンテンツ管理・運用	コンテンツ管理・運用

調達方式: 企画競争方式		
項番	作業内容	期間(予定)
1	企画競争公示	平成 24 年 11 月下旬
2	企画競争説明会及び企画書等書類提出期間	平成 24 年 11 月下旬～平成 24 年 12 月下旬
3	企画書等審査、受託者決定	平成 24 年 12 月下旬～平成 25 年 1 月上旬
4	準備、試行運用	平成 25 年 2 月～平成 25 年 3 月末
5	正式運用	平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月末 (平成 26 年度以降も平成 29 年度まで同一業者と契約を更新することを想定。ただし、契約内容は年度毎に見直しを行う。)

2.6. 評価方式

調達名称	評価方式
(ア) 新統合 Web 環境(データセンター、ハードウェア及びソフトウェア、アプリケーション開発・移行)構築・運用保守	企画競争方式
(イ) ネットワーク回線	最低価格落札方式
(ウ) セキュリティ監視	企画競争方式(※1)
(エ) Web コンテンツ管理・運用	企画競争方式(※1)

なお、本調達案件の平成25年度以降の契約については、該当年度の予算成立を条件とする。

※1 平成25年度から平成29年度までの契約については、平成24年度に行う企画競争方式に基づき、同一業者との間で単年度契約(随意契約)を行うことを想定。ただし、契約内容は年度毎に見直しを行う。

2.7. 契約形態

調達名称	契約形態
(ア) 新統合 Web 環境(データセンター、ハードウェア及びソフトウェア、アプリケーション開発・移行)構築・運用保守	請負契約(国庫債務負担行為)
(イ) ネットワーク回線	賃貸借契約(国庫債務負担行為)
(ウ) セキュリティ監視	請負契約・落札者との間で年度毎に契約締結
(エ) Web コンテンツ管理・運用	請負契約・落札者との間で年度毎に契約締結

2.8. 知的財産権の取扱い

第三者が既に所有するものを除き、当省は本契約の成果に伴い生じたすべての権利を使用することができる。成果物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定されるすべての権利をいう。)は、当省より受託者に対価が完済されたとき受託者から当省に移転するものとする。受託者は、著作者人格権を行使しない。ただし、受託者もしくは第三者が既に有していた著作権及び受託者が本契約のために提供した知的財産の権利は、受託者もしくは第三者に留保される。

なお、知的財産権の取り扱いについての詳細は、個別の契約書の内容を遵守すること。

2.9. 入札制限

2.9.1. 本システムの評価、監査及び本件業務請負事業者の入札制限

本システムの評価、監査、本件業務を請け負うこととなった者は、以後本システムの評価、監査及び企画業務等の調達及びこれに付随する行為に係る受託は認めないものとする。なお、受託者及び受託者に事務の一部を委託された事業者は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者の範囲で前述のシステム評価、監査、及び企画業務等の受託を認めないものとする。

2.9.2. CIO 補佐官及びその支援スタッフ等の入札制限

CIO 補佐官及びその支援スタッフ等(常時勤務を要しない官職を占める職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」(平成12年11月27日法律第125号)に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(平成11年12月22日法律第224号)に基づき交流採用された職員を除く。)による調達計画書及び調達仕様書の妥当性確認並びに入札事業者の審査に関する業務(以下、「妥当性確認等」という)について、透明性及び公平性を確保するため、CIO 補佐官等が現に属する又は過去2年間に属していた事業者及びその関連事業者については、CIO 補佐官等が妥当性確認等を行う調達案件(当該CIO 補佐官等が過去に行ったものを含む)に入札することを認めないものとする。また、CIO 補佐官等がその職を辞職した後に所属する事業者の所属部門(辞職後の期間が2年に満たない場合に限る)についても、当該CIO 補佐官等が妥当性確認等を行った調達案件に、入札させないこととする。

3. 制約条件等

統合 Web サイトについては平成25年3月31日までに本稼働の準備が整っている状態とすること。

4. 妥当性証明

外務省大臣官房 広報文化外交戦略課 IT広報室長 米谷 光司

5. 窓口連絡先

外務省大臣官房 広報文化外交戦略課 IT広報室 田村 憲一
東京都千代田区霞ヶ関2-2-1
電話 : 03-3580-3311(内線 4999)